

## WTOの成熟を

WTO農業交渉は、紆余曲折を経て、本年6月末の閣僚会合でのモダリティー（関税や保護削減等の基準）確立をめざして交渉が行われてきた。この交渉は、主要国・地域であるG6（日本、米国、EU、ブラジル、インド、オーストラリア）の会合を軸に進められたが、合意に達することができず、引き続き合意に向けての模索が続けられたが、それぞれの主張の隔たりは大きく、7月24日、交渉は当面凍結されることとされた。

今回の交渉では、上限関税についてはわが国などG10が設定に反対する一方、米国やG20（ブラジル等）は重要品目も含めて設定することを主張した。関税削減率については、米国やG20は大幅な削減を主張した。また、重要品目数については、G10が15%を主張する一方、米国やG20は1%を主張するなど、大きな隔たりがあった。そして、農業補助金については、大幅な削減を求めるG20とそれを拒否する米国の主張が、平行線のままに終わった。米国は本年11月に中間選挙を控えており、農業補助金削減の上乗せを受け入れられる状況になかった。

日本は、既に極めて低い水準となった自給率を背景に、重要品目や上限関税で譲れない立場にあり、G10グループとして交渉力を発揮してきている。しかしこのような交渉の構図からは、WTO農業交渉があからさまな利害対立の舞台になっていることを実感させられる。自国の農業補助を温存しつつ外国の農産物市場をこじ開けさせようとする米国、農業補助金と関税の大幅削減を求める農産物輸出発展途上国、現実的な着地点を探るEU。今回のラウンドが開始された際のドーハ閣僚宣言では、農業交渉において非貿易的関心事項が考慮されること、交渉の結果については予断しないことが盛り込まれたが、実態はそのようなものとは言えないことが、米国通商代表部の代表による次の言葉からもうかがわれる。...「米国は真の市場アクセスや新たな交易フローを生まない月並みな種類のラウンドという妥協を甘んじて受け入れる立場にない」（06年7月2日付日本農業新聞）

しかし、交渉がこのように難航していること自体が、農業交渉を非農産品と同じ考え方で進めることの非合理性を表している。食料の安全保障や農業の多面的機能などの「非貿易的関心事項」を農業交渉の中にしっかりと位置づけること、そういう意味でのWTOの成熟が、求められている。

貿易と農業をめぐるこのような問題は、FTA等の二国間交渉においても変わらない。単純な経済モデルを回すことによって、貿易自由化が経済厚生を高める、という一点だけで物事を進めれば、農業の持つ重要な機能を弱めることをとおして、予期しないデメリットをもたらすことにつながる。本号では、海外の農業と貿易に関する論文を掲載しているが、農業と貿易についてのこのような問題を考える一助となれば幸いである。

((株)農林中金総合研究所理事研究員 石田信隆・いしだのぶたか)